

# 特許法施行規則等の一部を改正する省令について

平成16年6月

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係省令を整備するものである。

上記の改正法は、指定調査機関制度等の見直し、特定登録調査機関制度の導入、予納制度を利用した特許料等の返還、インターネットを利用した公報の発行、実用新案権の存続期間の延長等の実用新案制度の見直し、独立行政法人工業所有権総合情報館の業務拡大、職務発明規定について改正を行っている。本省令案は、この及び について関係省令の規定を整備するものである。

## 1. 改正の概要

(1) 予納された見込額への加算による特許料等の返還の申出方法に関する整備（特許法施行規則、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則等）

改正法において新設された予納された見込額への加算による特許料等の返還の申出について、省令へ委任されている当該申出の具体的方法を規定する（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第40条）。併せて、特許料等の返還請求に関する様式の整備を行う（特許法施行規則様式第73等）。

(2) 指定情報処理機関及び指定調査機関の登録制度への移行に関する規定の整備（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則）

登録調査機関又は登録情報処理機関（以下「登録調査機関等」という。）の登録を受けようとする者が、登録を受けるための申請を行う際に、必要となる申請書類等を規定する。（第42条及び第55条）

登録調査機関等の登録更新期間が新設されたことに伴い、当該登録の更新の手続について規定する。（第42条の2）

登録調査機関等に新たに義務づける業務規定の記載事項を追加する。（第44条及び第58条）

登録調査機関等が公開する電子媒体で作成された財務諸表等の閲覧等の具体的方法を規定する。（第46条）

役員等の選任及び解任の届出の際に必要な届出書に関する規定の整備を行う。（第47条）

事業計画等の認可廃止に伴い、事業計画等の認可に係る手続規定を削除する。（第46条）

登録調査機関の調査業務実施者の能力及び人数に係る要件を省令から法律に引き上げたことに伴い、省令においてこれらに関する規定を削除する。（第56条及び第57条）

登録調査機関について登録の区分を設けることに伴い、具体的な登録の区分を定める。  
(第56条及び別表第2)

## 2. 施行期日

- (1) 予納された見込額への加算による特許料等の返還の申出方法に関する整備については、公布の日(平成16年6月4日予定)から施行する。
- (2) 指定情報処理機関及び指定調査機関の登録制度への移行に関する規定の整備については、平成16年10月1日から施行する。なお、改正法附則第4条第1項により、申請手続は、平成16年6月4日(公布の日)から行うことができる。